

第5回 高校生の登山のあり方等に関する検討委員会 会議録

日 時 令和6(2024)年11月22日(金) 14時00分から15時55分まで

会 場 栃木県総合文化センター第1会議室

出席者 【委員】

望月委員長、日野委員、戸田委員、奥委員、毛塚委員、佐藤委員、
渡部委員、小泉委員、高橋委員、星野委員、野中委員、長委員

【オブザーバー】

前橋栃木県高等学校長会会長、大牧栃木県高等学校体育連盟会長

【県】

阿久澤教育長

(知事部局)

関根文書学事課課長補佐(総括)、墨谷自然環境課副主幹、
宇賀神危機管理課主査 ほか

(教育委員会事務局)

山下教育政策課長、小平学校安全課長、山下高校教育課長、
角田健康体育課長、秋元学校安全課主幹 ほか

- 議事・報告
- (1) 前回までの議論等について(報告)
 - (2) 登山のあり方の更なる検討について(議事)
 - (3) 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」に基づく各種事業等の実施状況について(報告)
 - (4) 「登山計画作成のためのガイドライン」の改訂について(報告)
 - (5) 部活動の地域移行、登山部活動の地域移行について(議事)
 - (6) 今後の安全に対する組織の制度設計について(議事)

1 開会

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから第5回、高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を開催いたします。初めに、教育長阿久澤よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

【教育長】

委員の皆様には、ご多用の中、本委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

冒頭、開始にあたりまして、那須雪崩事故においてお亡くなりになりました8名の方々に対して、あらためてご冥福をお祈りいたします。

また、昨年6月の民事裁判の判決、そして本年5月の刑事裁判の判決につきましては、県教育委員会といたしましても大変重く受け止めております。二度とこのような痛ましい事故を起こしてはならないという決意のもと、教育委員会一丸となって再発防止に取り組み続けるとともに、学校教育活動全般にわたる安全管理・危機管理の更なる充実・強化を図って参りたいと考えております。

さて、本委員会は、令和元年に設置されました。これまで4回開催されてきましたが、前回の検討委員会におきまして、本県高校生の登山のあり方の方向性や部活動指導員の配置、生徒と顧問による安全登山研修会の実施などについてご議論をいただいたところです。

本日の第5回の検討委員会におきましては、登山のあり方の更なる検討として、登山活動の地域連携についての案をお示しすることで、前回の検討委員会からより踏み込んだ具体的な安全登山の取組について議論をさせていただければと考えております。

教育委員会といたしましては、安全登山のための対策を継続し、二度とこのような事故を起こすことがないように、引き続き取り組んで参ります。

委員の皆様には、委員会の目的達成のため、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。冒頭あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【司会】

ここで、報道関係者の皆様をお願い申し上げます。カメラの撮影はこれよりご遠慮いただきますようお願いいたします。

ここからは、設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、望月委員長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事・報告

【委員長】

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました、委員長の望月でございます。

第1回が2019年10月25日に開催されまして、丸5年を経過しました。途中コロナ感染の拡大もありまして開催できない年もありましたが、これまでの委員会の会合で随分深まったものになってきていると思います。

さらに今日の会合を充実した議論を重ねて、さらに良いものを目指したいと思います。皆さんご協力よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事報告の1番目、前回までの議論等について、事務局から説明をお願いいたします。

【学校安全課長】

はい。学校安全課の小平と申します。よろしくお願いいたします。

前回までの議論等についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

まず1番目から3番目、第1回から第3回までの検討委員会の総論について記載しておりますが、こちらは記載のとおりとなりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして2ページ目をご覧ください。4番目の、第4回検討委員会の議事内容、主な意見等についてでございます。

高校生登山のあり方の方向性として、安全登山の取り組みについて、(1)にありますような現状下における対応、これに加えて、中長期的な対応として、専門家指導による合同登山などの取り組みについて、事務局からご説明いたしまして、ご議論いただいたところでございます。

また、別途、登山を認める基準について、根拠が曖昧なものがあり、明確化を図ってほしいなど、ご意見をいただいたところでございます。

今回、第5回の検討委員会におきましては、すでに大筋では了承いただいております、高校生登山のあり方の方向性に基づいた具体的な取り組み内容について議事といたしますほか、根拠が曖昧とご意見いただきました基準につきまして、明確化を図るため、登山計画策定のためのガイドラインを訂正することといたしまして、その改訂案についてのご報告を予定してございます。

また、毛塚委員から部活動の地域移行、登山部活動の地域移行について、それから奥委員から、今後の安全に対する組織の制度設計について、議事の追加提出をいただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。資料 1 については以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

第 1 回から第 4 回までの議事については、議事録が詳細な記載になっておりますが、そのダイジェストを今、報告いただいたということになりますが、何かご意見ご質問がございますでしょうか。

前回までの議論ということでは、報告のとおりということによろしいですね。

それでは続いて、議事報告の 2 番目、登山のあり方のさらなる検討についてに入ります。

事前にですね、資料を私、拝見しておりましたら、毛塚委員から提出をされました資料 5、その途中までは引用なのですが、4 ページ目の真ん中あたりから後半が、この報告についての質問をあらかじめご準備いただいたというふうになっております。

従いまして、事務局から議案 2 について報告をいただくにあたっては、できるだけ毛塚委員からの事前の質問も含めてご説明いただけるようお願いいたします。

それでは事務局お願いいたします。

【健康体育課長】

はい。よろしくお願いいたします。健康体育課の角田と申します。

登山のあり方のさらなる検討についてということで、お手元に資料の 2、裏表の両面刷りの資料になります。それから、ホチキス止めで縦にしますと右上に参考とある資料をご用意いただければと思います。

資料 2 の登山活動の地域連携についてのうち、これまでの経緯につきましては、先ほど説明がありました資料 1 にもございますが、改めて確認をさせていただきたいと思います。四角の囲みの中になります。

第 3 回の検討委員会では、本県高校生登山のあり方の方向性として、高校生の多様なニーズを踏まえた登山活動が、安全に実施できる環境の構築を目指すということ。図 1 のとおり、高校生の登山活動を学校部活動から地域における活動に移行していくこと。それから同じ図の例の③、右下になるのですが、字が小さくて申し訳ないのですが、③から⑥の地域における登山活動例をお示ししたことに対しましては、高校生の多様なニーズへの対応について、具体的な方向性を示すこと、環境整備に課題が多いため、モデル事業などを実施しながら、見定めていくと良いなどのご意見をいただいております。

続きまして第 4 回の検討委員会におきましては、右側の下の図 2 のようにですね、生徒のニーズを踏まえた安全登山への取り組みをしていくこと。それから中長期的取り組みとして、県主催の登山活動をすることや、高校生年代の山岳会設立を目指すことと、提示したことに対しまして、生徒の多様なニーズを踏まえた安全登山への取り組みにつきましては、示された方向性で具体化を進めること、とのご意見をいただいております。

今回、事務局からお示し、委員の皆様方にご協議いただきたい提案につきましては、現在、公立中学校で進めております休日の部活動を、地域クラブ活動へ移行する取り組みを参考にしておりますので、これまでの経緯や事業内容について簡単にご説明をさせていただきます。資料は参考資料でホチキス止めのものをご用意いただければと思います。

本県におきましては、平成 30 年に策定いたしました、運動部活動のあり方に関する方針、それから文化部活動のあり方に関する方針において、部活動の適正な運営、安全管理の徹底や適正な活動時間等について方針を示しまして、活動を支援して参りました。

参考の 1 ページにありますとおり、こちらは令和 2 年度に国が、部活動改革の方向性を示した際の資料になっております。令和 4 年には学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインというものを策定したことを受けまして、平成 30 年に策定した県の運動部と文化部の方針を統合いたしまして、参考の 3 ページになるのですが、栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針、を策定いたし

ました。これは今年の3月になります。

県立学校に対しましては、毛塚委員からもご質問がありましたが、方針にのっとった活動をするように、教育委員会から通知をして指導等をしているところでございます。

この方針では、体制整備といたしまして、部活動指導員や外部指導者など、適切な指導者を確保していくこととしております。

山岳部関係では、本年度は宇都宮高校と宇都宮白楊高校に部活動指導員をそれぞれ配置しております。登山の引率のほか、月に2・3回程度ではございますが、平日にも指導を行っていただいております。次年度の部活動指導員の配置につきましては、該当する学校と現在調整をしているところでございます。

山岳部におきましては、外部指導者として登山の際は、アドバイザーを派遣して参りました。令和6年度は4月から10月までではございますが、12件の登山に派遣しておりまして、派遣申請があった計画に対しましては、対応ができているところでございます。

また、県では、指導者の確保のため、栃木県部活動指導員地域クラブ活動指導者バンクを設置しておりまして、現在、運動部は104名、文化部は33名、計137名が指導者として登録しているところでございますが、山岳部関係の登録につきましてはございません。

今後、地域クラブ活動や指導者バンクの周知を進めるとともに、関係団体と連携して確保を目指して参りたいと考えているところでございます。

そのほか方針では、適切な休養日等の設定といたしまして、週当たり2日以上休養日を設けることとしております。

これにつきまして、本県山岳部については、休養日に充てる曜日は様々ではございますが、週当たり2日以上休養日は確保できているところでございます。なお、この方針の新しい地域クラブ活動に関する内容、それから資料が戻って申しわけないのですが、2ページのとちぎ部活動移行プランの概要版があったと思うのですが、こちらにつきましては、公立中学校を対象にしているものでございます。

それから4ページから6ページ、今回概要版を資料として提示させていただいておりますが、こちらは県で作りました方針の巻末資料になりまして、こちらからQRコードを読んでいただくと各本文がご覧になることができますので、必要に応じて後程ご覧になっていただければと思います。

それから7、8ページが、これは保護者用への地域移行に対する普及のリーフレットの資料となっております。

それで9、10が、申し訳ないのですがページが逆になっておりまして、10が前になっております。いきなり課題から始まる資料になってしまってますが、10ページが最初の資料になっておりまして、これは令和5年度のものですが、本県で地域移行に向けて取り組んだ実証事業の成果報告書の概要になっております。

各市、それから県立学校の報告につきましては、スポーツ庁のホームページに掲載されておりますが、それをまとめたものになりますので、ご用意させていただきました。

この、休日の部活動の地域移行に関することにつきましては、令和6年度は、本県で11市町におきまして展開しております。あわせて県立中学校3校、こちらは県立中のすべての学校になりますが、移行に向けた実証事業を行っているところで、令和7年度はさらに拡大していく予定としております。

それではもう一度資料2に戻っていただきまして、今度は裏面の2ページをご覧いただければと思います。実践研究についての資料となっております。

今回、委員の皆様方にお示しするご提案につきましては、本県の高校では初めてとなる部活動を地域に展開していく取り組みとなります。

実践研究を行うとともに、山岳部の生徒のニーズや引率する地域の指導者などのご意見を把握しながら、高校生の登山のあり方の一つとして、地域において安全に登山ができる環境を構築していくための取り組みとしていきたいと考えているところでございます。

まず、本県の高校生の山岳部を取り巻く課題についてですが、これまで、中長期的に高校

生の登山活動を地域に移行していくことを目指して、高校生山岳会の設立等の取り組みについて検討をして参りましたが、新たな取り組みであるため、課題も多く、運営団体の確保が難しい状況でございます。

しかしながら、今後も経験豊富な顧問の不足が見込まれているところでありまして、さらには、経験が豊富ではない顧問が部を引き継いだ場合、部の活動が縮小する傾向にあることから、顧問に頼らずとも、生徒が登山に親しむことができる環境を残していくための取り組みを進めて参りたいと考えました。

対応の方向性でございますとおり、高校生の登山活動を地域の活動として実施する場を創出するとともに、教員の引率を必要としない登山体制を構築することを目指して参ります。

そこで、まずは運営団体を県の教育委員会といたしまして、山岳部の活動のうち、主に登山活動を地域の活動として実施する実践研究を、一般社団法人栃木県山岳・スポーツライミング連盟と連携をさせていただいて取り組んで参りたいと提案させていただきます。

実践研究の内容ですが、半分から下の囲みと右上の部分になります。部活動と地域の活動が連携した高校生の登山活動を展開していくということで、具体的には、山岳部の活動のうち、登山を地域の活動として行うことをイメージしておりますが、地域の活動として行う登山は、右上の四角の囲み、部活動と地域の活動における引率者の違い、にございますとおり、部活動で行っている登山が、本県で定めております登山計画作成のためのガイドラインに則り、教員2名の引率と登山アドバイザーの帯同、または教員1名と有資格者である部活動指導員の引率を必要としているのに対し、今回の取り組み案では、地域の活動ということで、引率者は、有資格の指導者2名といたしまして、教員なしで登山をすることを可能といたします。

地域の活動につきましては、専門的知見からの助言や指導者の派遣についての調整など、運営は県教育委員会が山岳連盟と連携して行います。指導者につきましては、登山アドバイザー同様、公益財団法人日本スポーツ協会公認山岳コーチなどの有資格者といたします。

なお、希望する教員の参加も可能といたしますが、その際の県立学校教員の服務についての考え方については、現在事務局内で整理をしているところでございます。

続きまして左下の四角の囲みですね、A高校山岳部の活動をご覧ください。こちらは学校で行う山岳部の活動例でございます。読図、トレーニング、登山計画の作成など、登山以外の活動はこれまで同様、顧問の指導のもと部活動として行って参ります。

しかし、登山と登山以外の活動を明確に分けることは困難であるため、部活動においても、地域の指導者と連携して指導が行えるようにいたします。

地域の活動内の下の囲みに安全に関する事項がございますのでこちらをご覧ください。登山を安全に行うためには、あらかじめ地域の指導者が生徒の能力や性格を把握しておくことが必要と考えます。

地域の指導者は顧問と連携をして、必要な情報を共有することに加え、部活動に参加する機会を設け、生徒の能力や性格などを把握し、生徒も指導者の特徴を把握することができるようにしたいと考えております。その上で、生徒の実態に応じた安全な登山となるよう、登山計画を作成することといたします。

地域で行う登山も、高校生が行う活動ということで、安全を確保するため、登山計画審査会の対象といたします。

登山計画は登山計画作成のためのガイドラインに則ったものとし、それに従った登山とすることで、安全の確保に努めて参ります。

登山計画審査会の対象とならないハイキングなどについては、これまでどおり部活動として、顧問の引率により実施することといたします。

なお、インターハイや関東大会など、高体連主催の上位大会につきましては、学校単位での出場となっておりますので、これまでどおり、教員の引率が必要となります。

また、事故を未然に防ぐために、関係者間で生徒の体力や活動状況、ヒヤリハット事例などの情報共有を密に行うこととしております。

地域の活動は、山岳部員が保護者の同意を得て参加することになります。

また、地域の活動につきましては、学校管理下の活動とはならないことから、日本スポーツ振興センターの共済が適用されません。現在部員も部活動指導員や登山アドバイザー等の指導者も、それぞれ山岳関係の保険に加入しておりますが、これらを参考としながら、加入する保険を決定して参ります。

指導者の謝金、それから今申し上げました保険の加入料などの地域の活動に係る経費につきましては、実践研究中は、県教育委員会が負担をいたします。

将来的な受益者負担につきましては、部活動と連携した活動であることを考慮しつつ、実践研究の成果と課題を踏まえ、検討していきたいと思っております。

ここで現在の県内山岳部の活動状況について説明をさせていただきます。中には、安全登山の遂行と普及などを部の方針に掲げ、登山の事前準備を重視しつつ、保護者やOB、それから関係者が登山に同行するなど、地域を巻き込んで登山をしている学校もございます。また、経験豊富な顧問はおりませんが、部活動指導員と連携しながら登山活動を行っている学校や、ハイキングなどの活動を中心とし、登山計画審査会に諮るような活動は実施していない学校もございます。

今回提案いたします実践研究案は、登山の機会を確保することが難しい状況にある学校を対象に、指導者も加えて、相談の上、令和9年度までを実施期間とし、令和7年度からの実施を目指しております。まずは単独校の山岳部を対象に実践研究を行いまして、研究校が複数になった際には、学校間の調整をした上で複数校合同の登山も検討して参ります。なお、現在経験豊富な顧問のもと、活動をしている山岳部の登山は、これまでと同様にアドバイザーを帯同させ、継続していくこととしておるところでございます。

以上が実践研究案についての説明となります。繰り返しにはなりますが、今回お示しする提案は、県内の高校では初めての取り組みになります。

本県の高校生の登山のあり方の一つとして、地域において安全に登山ができる環境を構築していくための取組としていきたいと考えております。委員の皆様方にご意見をいただき、必要があれば修正し、実践研究として進めていきたいと考えておりますので、ご協議をお願いいたします。

なお、先ほどの資料2の2ページの右下に、ご協議いただきたいこととして、部活動、それから地域の活動、それらの内容について、それからこれらの活動の連携について、それと安全に関する事項についてと、4点ほど挙げさせていただきました。これらにつきまして、またはこのほかのことでも結構でございますが、本提案に係る登山を安全に実施するため配慮すべきことなどご意見等をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。多岐にわたる提案でございました。

私も頭の整理で少し、教えていただきたいのですが、まず、今回の提案は、栃木県の高校の山岳部について、一斉にこれに切り換えるという提案ではなくて、資料2の2ページですね。右の中央の囲みにあるように、実践研究という形で試みたいと。それもすべての学校ではなくて、実施希望校について、令和7年度から実施していく。ですからおそらく一部の学校でやってみると、その結果を見て、結果についてはいろいろな評価があるでしょうからさらに改善して翌年以降も考えていくと。まず大枠こういう提案だと思っておりますが、ここまであっていますか。

【健康体育課長】

ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。

【委員長】

はい。それで実践研究の中身は今までは高校の山岳部だけでやっていたということで自己

完結をしていたんですが、資料2の2ページ目、真ん中の大きい囲みですね、学校の活動と地域の活動と2つに分けて考えていこうと。ただ、いずれも教育委員会の管轄のもとでやっていて地域に手放すという言葉があまり的確ではないかもしれませんが、教育委員会から切り離すというのではなくてあくまで教育委員会の管理のもとでやっていくと。こういう提案であるという理解をしたのですが、これであっていますか。

【健康体育課長】

はい。あっております。

【委員長】

はい、ありがとうございます。私自身が理解が間違えているといけないものですから。それでは委員の皆さんからまずこの点について質問があれば先だと思うのですが、実は、議論はですね毛塚委員の質問もあるものですから、その部分も含めて先に毛塚委員の提案といいたしましょうか、質問を先にお聞きしてそのあと一括で議論しましょうか、そのほうがいいかもしれませんね。

それでは資料の5で、毛塚委員から、この提案については事前にご意見をいただいておりますので質問事項、今の説明の中で回答があったかもしれないのですが、資料の5の4ページ目の後半ぐらいからですね、質問事項がありますので、毛塚委員のほうからご説明いただければと思いますよろしくお願いいたします。

【毛塚委員】

毛塚です。よろしくお願いいたします。

私、資料提出したときは、資料2だけしか見てなくて、他のものは見てない状況で、質問をさせていただいたので、ちょっと今日の説明内容とダブっているものが質問の中に入っています。大変それは申し訳ないと思っておりますけれども、ちょっとそういう状況だったので、私のほうの整理したものを含めて、質問させていただきます。

資料5のところをご覧いただきたいのですが、1ページの県の運動部活動の方針というのは、もうすでに先ほど説明がありましたので省きますけども、平成30年に大きな地域移行、もしくは合同運動部の取組という形の方針を県は出したわけです。

そして、下のほうにも書いてありますけども、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築というのは将来的な方向として出しているわけです。3回目の資料の中で、登山部の現状について、2のところの説明に入っているんですけども、5点挙げています。生徒のニーズの多様化、登山部のある学校の減少、部員数の減少、登山経験を有している教員が少ない、引率教員の負担というのを挙げていますけども、高体連の登山部がもうちょっと詳しくその辺の状況を説明してまして、それが3のところになります。

網掛けの部分だけ読んでいきますと、国体競技などでは、スポーツクライミングへの移行が進んでいるということと、全国高等学校総合体育大会においても競技スポーツとしての性格は非常に薄いものになりつつあるということですね。

それから生徒のニーズの多様化については、ハイキングなどを組み合わせた、そういう活動に魅力を感じる生徒も多くなってきたということも伺っておりますし、進学校においては、学業との両立を図る観点から、入部を希望する生徒が多くなってきているということです。

もう1つ大きな問題として少子化に伴う加盟校の減少で、実際に資料のほうにもありますけども、教員減少、生徒数減少によって加盟校も減りますし、当然、山岳部の生徒も含みます。一番資料の最後のところの資料、一番裏のところにある参考資料2ですけれども、平成27年度のときは256名の部員数がいて19の加盟校があったわけですが、先ほどの説明でもありましたように現在、令和6年は82名で、5校の加盟校ということでかなりの生徒数、加盟校数が減少しているという関係があります。

また、私の資料に戻ります。高体連の資料の5のところですが、2ページですが、山岳部の顧問の教員の特殊性ということが書いてあって、いわゆる大学やそういう専門のところで学んできている教員というのは、そういうコースはない、要するに、個人が登山活動をやってきて、その中で自分が得た知識を持って顧問をやっているケースが多い。もしくはその下に書いてあるように、複数の教員を配置する関係があることから、未経験者の若い教員であっても顧問になっていくケースがあるということが特殊性としてあるというふうに高体連は見ていますし、そのことから、肉体的にも技術的にも相当レベルの資質や能力を持つことが求められるというようなことも高体連は述べております。

高体連の方向性としては、競技スポーツから、生涯スポーツへの振興へ力点を移すべきだということが掲げられていて、こういう登山部の現状の中で、先ほどの県の実践研究が出てきたわけであるというふうに私は理解しています。

文部省が取り組む総合的なガイドラインというのは、県が示したのは概要では令和2年と先ほどおっしゃっていましたが、私のほうで見たのはガイドラインの概要で令和4年12月に出していますので、同じ内容だと思うんですけども、これも全部話をするとなかなか長くなってしまいますので、先ほどの説明とダブリますので、ここはお話を簡単にしたいと思うのですが、要は、今まで学校の単独の部活動としてやっていたものを、地域に移行していく、もしくは新しい地域クラブというものを整備していく、それが文部科学省の大きな方向で、休日にやる活動からまずやっていきましょう、平日にもやりましょうねというのはこの前新聞にも出ていましたけれどもそういう方向だというふうに私は理解しています。

そしてそれは令和5年から令和7年度までの間の改革実践期間ということになっていますので、そうすると、今やろうとしているのは令和7年度から初めてモデル的な事業を実践するというので、その準備期間だったかもしれませんが、非常に文部省の推進期間から比べたら遅いスタートだなというのが私の印象です。

では、質問のほうに移らせていただきますけども、質問のほうは実践研究については、3つ質問を出していますけどもその前に本当は聞いておきたいことがあるので、いくつか確認をしておきたいなと思っています。

例えば、先ほど、学校の管理下ではないとおっしゃっていましたが地域の実践活動モデル事業。管理下ではないとすると学校教育活動外ということで、そうすると子供たちは、生徒たちは、そのクラブに参加したときに学校でやっているものは活動として認められるけれども、地域でやっているものは活動として基本的には認められないということなのか、ちょっとそのような基本的なことを、お聞きしないと、ちょっと質問と合わないんですけども。まあ質問のほうだけ先に言います。時間がないので。

実践研究の質問は3つです。

登山部以外の部活動において実践研究を行う予定があるか。先ほど、部活動としては県では初めてだということですので、予定はないのかどうか分かりませんが、やっていけないんじゃないかなという感覚は私としてはありますけども実際現状は、まだまだそう簡単にはできないという部分もあるかと思います。

2つ目は、この実践モデル事業をやることによって、教員の引率を必要としない登山体制の構築になるのかな。なるんですかね。そのように思うんです。

それから、実践研究は令和9年度で終わりますけども、そのあとは、参加者が負担するというふうなことも先ほど説明がありましたけども、実際にそういう、9年以降はどういうことを描いているのかなというのが正直聞きたいところです。これが実践研究に対しての質問です。

下の、総合ガイドラインといいますか、国の推進についての質問は非常にたくさんあるので、これ全部やっていると、多分、今日の議題の進行ができなくなってしまうと思いますので、後で結構ですので、説明にもダブっているものがあって、お聞きした範囲の中でどの説明のところがこの質問にあるか、もうちょっとやってみないとわからないんですけども、ここは1のところだけやります。1というのは、私の資料の4の2の(1)のところ、ここは

高等学校もやってくださいねっていうふうに文部科学省も言っているところなので。4ページの2の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの実施状況についての質問、そのこの1のところで、なぜ1かという、1は文部科学省が高等学校においても、中学校が主ですけども、高等学校においても該当期間中に、できるだけ進めるようにといっていることなので、そのこのところの質問をさせていただいてほかはちょっと省略します。

質問5です。業務改善とか勤務管理ということを、数値、何らかの形でやっていきなさいよっていう方向だと思うんですけど、そういうところに対して具体的な方策というか施策はすでに出しているのかどうか。いわゆる通知等を出しているのか。特に登山部は、先ほど言ったように、命に関わるような非常に大きなものだし、このモデル事業がそうだということではないかもしれませんが、実際にモデル事業を希望しない学校においては、通常どおりハイキング等においては、学校単位で行うということになっていますので、そうするとそういうことに対して、業務改善や勤務管理についての改善というものを県は考えているのか。そういう具体的な施策があるのかということが質問5です。

質問6は、実践研究の中で、この登山部顧問の業務改善、勤務管理というものに関わって行う方向性があるのか。いわゆるモデル事業というものはそういうことをモデルにしているのか、ということが2つ目の質問です。

質問7は、部活動指導員の問題ですけども、部活動指導員が資料によると、令和5年は2校に各1名、10件の登山活動、令和6年は2校に各1名で7件の登山活動で、大田原高等学校と白楊高校だという説明があったかと思うのですが、配置というのは。次の年度においても同じようにやっていくのか。モデル事業があるわけですね。そういう中でこの部活動指導員を同じように配置して、それも同じ学校なのはなぜなのかという疑問があります。

それから、外部指導員については先ほど説明があつて、現在、外部指導員はバンクがあつて、137名いるが、ただバンクの中に登山部の関係者がいないということで、そうだとすると確保ができていないということになりますけども、今後どうするのかというのが質問9です。

質問10は、2日以上休養日の設定ということですけども、これは先ほど登山部については努めているという話をしていましたけども、これは何らかの形で通知を出したりそういうことをしているのか、というのが質問10でございます。

質問11は、具体的な地域との連携、協働、連携、融合の整備事業例っていうのがあるのかということで、先ほど見ると、何市町かで実際やってますよ、まだ中学校主体ですよというような説明だったかと思うのですが、高校の部活動を対象とした、こういうふうな事例というのがあるんですかね、県内に。他県ではあるような感じを文部省のほうで見たような気がするんですけども。そういう部分が参考になるのですかねっていうのが11です。

次の、(2)からずっとありますけれども、これは、文部科学省のほうは、できるだけやれることならやってくださいねというような言い方だったと思いますし、今ここで全部これを説明していると時間がなくなるので説明は省略しますが、最後その他のところです。

5ページの一番下、(5)その他、質問22。県は高校生部活動の地域連携、新しい地域クラブの整備はどのような計画で、どのように進めていくのか。今日の話の中で何となく見えてきましたけども、今日見えてこないのは、地域クラブというのは、ほとんど遠い、視野、視点の中に入っていない感じが私には聞こえました。

いわゆる地域クラブの創出、地域クラブを作っていくというところまで、県のほうはあまり予定していないようで、今の段階では、モデル事業をやる段階で、その成果を活用して、今後希望校を募っていく状態であつて、もうちょっと文部科学省が言っているのは地域クラブの創出、いわゆる地域に完全に移行していくことをできるだけ速やかに検討を進めていくようにと言っているんだというふうに私は理解しましたので、その辺りの計画について県はどういうふうに考えて、どういうふうに進めようとしているのかということが、私のほうの質問のポイント的な部分です。ちょっと長くなりました。すいませんです。

【委員長】

毛塚委員、ありがとうございます。

さて、今県のほうの報告と、それから毛塚委員からの総括的な質問がなされ、今ちょっとここではという話があって質問事項 12 から 21 までのところもありますが、いずれにしても答えといいたしうか、答えが最終的には今日お答えできない部分もあろうかと思ひますので、それは現在もやっていたくという方向で、今年ひの 2 月にもですか、いろいろな委員からの質問に対して書面ひていただひておるといひこともありましたので、何かいろいろやり方を工夫していただひていひことはもちろんありますが、ここでとりあえず県のほう、それから或いは関係する山岳クライミング連盟のほうからも説明ができるようなことがあれば、意見として出していいただひければと思ひます。まずは県のほうからちょっとお願いできますでしうか。

【健康体育課長】

はい。ありがとうございます。

まず最初 3 点といひことで、ちょっと書き留めていたのですが、すみません漏れていひところがあったら申し訳ないのですが、まずスタートが遅いのではないかといひご指摘がございました。

国のほうでは、令和 2 年に先ほど 1 ページのものを出して、そのあと令和 4 年に委員がおっしゃったとおり、ガイドラインを出していひます。それを受けて県のほうでも方針をつくらせていただきました。

地域移行に関しまして、高等学校も原則、準用できるような形でいひうような書き方だったと思ひのですが、県のほうでは、まずは中学校を移行させていひうといひことで、それも休日の土曜か日曜の部活動を地域に移行させていひうといひことで、令和 3 年度から、取り組みを始めまして、矢板市と佐野市で実践事業が、実践研究といひうのですかね、が始まりまして、現在は先ほど申しましたとおり、11 の市町に広がってきていひところでございます。

委員からありましたとおり、高校の地域移行、栃木県におきましては、登山が最初の取り組みといひことで、こちらにつきましては、申し分けございませひ、全国ひ状況を、我々も中学校のばかり収集していひたものですから、高等学校の取り組みといひところまでは、意識が回っておらず、参考になるものは見つけられていひないのが現状でございまして、現在も中学校の部活動ひ移行と同じようなものを高等学校で展開するといひ予定につきましては、ないのが現状でございまして、国の動向がこの後どうなっていくか、さらには、中学校のほうも先ほど令和 7 年度までを、改革推進期間に国がしていひといひことで、令和 8 年度以降についてはまさに今、スポーツ庁と文化庁が検討会を設けて、平日ひ移行も含めた、地域展開を、中学校の部活動ですね、今検討していひる最中ひございまして。

このモデル事業ひの教員ひ負担軽減についてですが、当然、教員ひ働き方改革といひ観点で言えひ、そちらひ教員ひ働き方改革ひデータも取っていく必要ひございましてし、それとまひずもって、地域に、高校生ひ山岳ひ地域クラブとおっしゃっていたと思ひのですが、いひうクラブが現在ないといひところで、それを我々も創出しようひ検討していひるんな団体とですね、協議を進めたのですが、やはり課題ひ多くて、なかなか難しいといひところで、その課題を明確にする必要ひあるだろうといひことで今回、モデル事業を提案させていひだいた次第ひございまして。

引率する指導者ひの技量もそうですし、わからない者同士ひ引率することひの恐怖といひか、いひういったものもあるといひことも言われましたので、まずはモデル事業といひことで今回提案をさせていひだいたところでございまして。

それと勤怠管理につきましては、教育委員会から学校における働き方改革推進プランといひものを出していひまして、そちらをもって、勤務ひ管理をしていひることになっていひます。これは登山部だけではなくて、学校の教員全てを対象としていひまして、いひういったものを

行っておりますので、登山部の先生だけというデータは、今後モデル事業では取れるかもしれませんが、現状ないのが実態です。そちらもこの働き方改革の中の一つとして部活動改革というものがある、理由の一つに働き方改革もあるということで、当然そういったデータも用いながら勤怠管理はしていくことになるかと思っておりますので、そちらの成果も実践研究の中でお示しできるのではないかなとは思っております。

令和9年度に事業が終わった後の受益者負担についてですが、そちらにつきましては、実践研究の中で実際10人ぐらいの部員が山に登ったときに、大体幾らぐらいの経費がかかるのかというものを、実践研究の中で、何パターンか用意していきたいと考えておりまして、それをもって、1回の登山に1人当たりこのぐらいかかりますよというような、そういう算出も、この研究の中では進めていきたいと思っております。

受益者負担のところにつきましては、中学校の地域移行をする際には、国のほうは貧困家庭への補助とか、そういったプランも考えておりますが、今、高校がその対象に入っていないということもありまして、そこについては、今のところ計画については持っていないというのが現状です。

ただ、登山部だけではなく、高校にある様々なサッカー部とか野球部、その他の部活動は、先ほどもちょっとこういった質問があったので、各校の大体年間の部活動どのぐらいかかるのか、調べさせてもらったのですが、ウィンタースポーツだと、年間1人50万円ぐらい個人で負担している。それから、サッカーでも1つの遠征が2万・3万かかるようなことをしているので、それについても、もし登山部だけっていうのであれば、考えていかなきゃならないことになるので、割と高校はお金がかかっているっていうのが現状でございます。ただ登山部は今見たところ、一番多くても年間5万円。部員の負担がゼロ円というところもございます。0円から5万円というところが相場なのかなと思っておりますが、それを地域に移すということになるので、これについては、検討材料ではありますが、それを安くできれば一番いいと思うんですけども、受益者負担の面については今そういったところでございます。

それからその他のご質問はどうでしょうか。

【毛塚委員】

全部回答していただくと、他の委員さんからご意見いただく貴重な時間が削られてしまうのかなと思うので、お話の中で回答が出ているものもありましたし、後で、何かいただければいいかなというふうに今は思っています。

ただ、今の話の中で、2つだけすみません、勝手に発言してすみませんけれども。平日から移行するのは後だって言いましたけども、新聞によるとスポーツ庁は、これ9月かな、スポーツ団体、地域移行について2026年から、平日でも、地域に移行する、推進する案を示したとなっているんですね、会議でですね。ですから、平日も部活動を地域に移行するっていうのは、多分もう文部科学省、スポーツ庁の基本的な路線になっていると思いますので、まあ、正確に県はできているかどうかわかりませんがそういう通知は多分、正しい路線になると思いますので、それが1点と、ちょっとそういうのがないということで、ちょっと違うかなと思ったというのが1点と。

もう1つ、地域の活動として行うのは登山部が初と言ってますけども、こういうスタイルの地域活動は登山が初かもしれませんが、いわゆる社会教育的な分野において様々なスポーツでやっている、例えばスイミングクラブなんかはもうあってそこで、実際に、生徒は学校でもスイミングクラブでもやっていて、剣道も剣道の道場があって柔道も柔道の道場があって、いわゆる社会体育で行われているので、地域に移行しているものいっぱいあるわけです。ただ、今やっている登山これは初めてだとおっしゃってますけども、広く見るとちょっともっと多くのスポーツクラブは、すでに、例えばフェンシングとかスポーツクライミングなんかも、学校で実際に指導する人が少ないためにスポーツクラブでやっているという形が現状じゃないかなと思うので、そこはちょっと初という言い方をしてますけどこのスタイルは初というふうに私は理解している。実際に地域移行はすでに、民間の活動としても雪崩のよう

に起きているというのは、私としてはそういう認識を持っています。雪崩というとおかしいけど、かなりの数の部活動がそういうものに移行しているというふうに認識していますので、ちょっとその辺が説明と私の感覚がずれてたなと思ったので説明させていただきました。すみません。

【委員長】

ありがとうございます。それでは残っているところがあるのは認識しておるんですが、それは別途という形で、他の委員の方々のご意見も伺いましょうか。

特に部活動の全国的な取組について詳しい委員の方もいらっしゃると思いますので、どなたかご意見・ご質問をいただければ。

【日野委員】

ちょっとお聞きしたいんですけど、県のほうに、学校のスポーツを地域スポーツのほうに移行していった場合に、今回のような大きな事故じゃなくてもいわゆる捻挫とか、その時のスポーツ振興センターからの給付見舞金との関係というのをご検討されているのでしょうか。これは山岳に限らずサッカーをやる場合など、地域スポーツのほうとの連携が進んでいったときの小さな事故に対しての、給付見舞金との関係はどうでしょうか。

【委員長】

はい、それでは県のほうお願いいたします。

【健康体育課長】

はい、ありがとうございます。先ほどの毛塚委員のお話からもありました、学校の管理下ではなくなるというお話だったかと思うのですが、日本スポーツ振興センターの共済につきましては、地域の活動は対象外になりますので、別途保険に入ることになります。

現在進めております中学校の方もスポーツ安全保険というところに入りまして、スポーツ安全保険が日本スポーツ振興センターの共済と同レベルの額に上げてきているので、それに対応するという形になりますので、休日の活動は別に保険に入るような形を考えております。

【日野委員】

はい、ありがとうございました。

そうしますとこの保険にかかるお金は、それは個人で負担になりますでしょうか。

【健康体育課長】

はい。ありがとうございます。この実践研究を実施している間は県のほうで、負担することになりますが、実践研究が終わって本格的にスタートする運びになった際には、受益者負担になろうかと考えております。

【日野委員】

ありがとうございます。そうしますと、やはり、保護者の方たちにその部分のところを、しっかり理解していただけないと、この形が、スムーズに進んでいかないのではないかなと思います。

それからこれまた別なのですが、実はいろいろ資料いただいて見たときに毛塚委員からのいろいろな質問もあったのですが、東京都に、東京都教育支援機構というのがあるんです。これは私も知りませんでした。たまたま今年、その登録の指導者たちにリスクマネジメントの講座をしてくれというのが初めてあった。

これは5年前にできたんです。それを見ますと今、栃木県がやっているシステムがもっと細かくとかうまく使える部分があるなあと感じてきました。それで、一部コピーを後でお渡

しますが、東京都教育支援機構というのがございます。5年前にできています。そのシステムをちょっと見られて、それでいいところを栃木県でこれ使えるぞというような形でやっていただくといいのかなと思って今日、持って参りましたので後から資料はお渡ししておきます。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。他の委員の方々に如何でございましょうか。奥委員どうぞ。

【奥委員】

方向性を示していただき、ありがとうございます。だいぶ改革するという方向性を実践的なところに持ってきていただくということでもかなり進むんじゃないかという期待を込めて本当にありがたく思っております。いくつか質問と、何ていうか要望を合わせて言わせていただきます。

まずちょっと全体像が見えにくいので、計画を示していただきたいなと思っております。

あと、どの学校を、これ今から公募されるということなので、まだ示せないと思うのですが、何となくどこでやるんだろうなというのをお聞きしたいなというのがあります。

あとは、地域移行と言われているのはやっぱり、具体的によくわからないので、計画と一緒に示していただきたいなと。今お聞きしているだけだと、なんか地域移行といいつつ、やっぱり学校単位でしかちょっと見えなくて、学校単位で外でやる、指導者が変わるだけっていうふうに見えるので、どのあたりが地域移行なのかちょっとわかりづらいというか、わからないかなあというのがあります。

あとは、実践研究って応募っていうこともあるかと思うのですが、通常の活動を継続する山岳部もあるみたいなことをおっしゃられていたので、それもちっと関係がわからなくて、応募したところはやるんだけどっていうことなのかなあと理解しましたが、ちょっとその辺りも、お聞きしたいと思っております。

あと試行ということで令和9年までやるということで、その後は完全に地域移行されるのかなっていうような形なのかなと思いますが、これはちょっと私の意向、希望になるんですが、それでもその後も県が、もしくは県教委が関与すべきところは、残すべきかなと思っております。

意見として今述べていますが、県知事は、この事故があった後も、子供たちを山から遠ざけてはいけないというふうな発言をされてたと思いますので、しっかりと県も責任を持って、ずっと関与していただきたいなというのが、私の希望です。

あとそれと同じようなこと、同じではないかな、になるかと思いますが、現在の登山アドバイザーと引率教員という形は、私は結構いい形だったと。今後は、有資格者2名という形になるかと思うのですが、今ある形が登山アドバイザーと教員が相互に監視をしていて、学校安全という視点では、教員の方が責任を持たれていて、登山の安全という形は登山アドバイザーの方が見てられて、そういった形で、そういう関係の中で安全が守られてるかなあと思っております。それがちょっと今回の形になることで、相互監視の機能というのは何で代替されるのかなというのが、すごく曖昧になっちゃうんじゃないかなという懸念を感じております。

あとは、これは単純な質問ですが山岳部の無い学校でも参加できる形なんですかねっていう形と、あと、また質問続きますが、こういった形でやるとき中止や延期しようという判断をどうされるのかなという質問です、すいませんだんだん細かい話になりますが、あとは、今回に限らずですけどやっぱり責任の所在ってどこにあるのかなっていうのは、一層ちょっとわかりづらくなったりしないのかなっていうのは、不安として感じております。

いろいろ言いましたが、あと最後に、これ実践研究ということなので、試行しては、ある程度、現場の意見だとか、こういった場の意見を取り入れて改良していくべきかと思っておりますので、そのときにぜひ、生徒や教員、実際に行かれている保護者だとかの意見を聞く場

を設けていただきたいなというのは強く思います。

そんなところですか、はい。一気にちょっと言わせていただきましたが、私のほうからは、このような形です。よろしくお願いします。

【委員長】

多岐にわたる質問でしたが事務局よろしいですか。

ちょっと答えられないところはおいて後に回すといいたしめようか、書面でということも、もちろん検討はしますけれども、答えられる範囲でぜひお答えいただければと思います。

【健康体育課長】

はい。ありがとうございます。もし足りないところがあれば指摘していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

計画とどの学校とかというご質問があったかと思うんですけれども、現在、令和7年度から取り組みを始めるといことで、それは4月1日からすぐできるのかといったら我々もそれは難しいと思いますし、来年度の教員の顧問の資質や能力なども、年度が変わると変更する可能性もありますので、現段階でどうこうということは決めておりませんので、この実践研究を進めていこうという形になった段階で、年度が明けて各山岳部の状況を見てですね、該当校を決めていければというふうに考えているところでございます。

計画につきましても、この実践研究を3年間、令和7・8・9年度と行う予定でおりますが、できれば、先ほどご質問にもありましたが、山岳部の無いような学校の生徒の参加についても検討はしていくと。ただ、今計画しているものについては、山岳部のある学校の生徒を対象としてやるということ今考えているところでございます。

ゆくゆくは、この委員会の中でもありましたが、主な学校の部活が集まって先ほども、ご説明しましたけども、複数の学校の部活動の取り組みなどもできればと考えておりますし、そもそも論なんですけど、先ほど知事のお言葉があったかと思うんですけれども、私ども、この今の状況を続けていくと、登山の経験が豊富な教員がいつかなくなるのではないかと。そうすると、登山部というものの山岳部というものがなくなってしまうのではないかとということもあるので、地域で山岳をできる環境をですね、構築できればということで今回提案をさせていただいたというのが趣旨でございます。思いは同じで、子供たちから登山という活動を遠ざけることはしないというような思いは一緒でございます。

それから、責任の所在というところですが、実践研究につきましては、運営団体であります県の教育委員会が責任はとることになるかと思っております。

先ほど毛塚委員からお話がありましたけれども、今、たくさん地域にスポーツクラブがあるかと思っております。サッカーのクラブチームばかり、硬式野球クラブもあるかと思っております、あれはもうあくまでも社会体育の部類になってしまいますので、それぞれの団体がそれぞれの責任のもと運営をしているような形になりますので、最終的に平日も休日もすべて地域に移行するという形になると、学校の登山部に限らず、学校の部活動は、社会体育という形になってしまって、現存するサッカークラブ、地域の栃木S.C.のジュニアユースクラブとかのように責任は、それぞれの運営団体が負うこととなります。この実践研究についての責任は運営団体である県の教育委員会が持つこととなります。

それから、今の登山は、顧問とアドバイザーを帯同、派遣させていただいて、行っているということで、その相互監視が安全の監視体制がいいんじゃないかという意見がありました。先ほどの最終的な計画のところになるんですが、現段階で、すべての活動を地域に最終的に移行していこうという思いは今のところなく、生徒の登山をする環境を一つ整えるという思いで提案したものです。今できているところはいいんですが、先ほども申しましたとおり、その先生がいつまで、その活動に関わっていただけるかという保証がないものですから、そうなったときに、地域の方と連携をして、学校の教諭ではなく、部活動指導員を活用しての地域との連携なのか、また我々が今計画していることが進み出せば、地域の指導者に登山とい

うものをお願いしてやっていく方法もあるのではないかと考えています。

先ほど奥委員からありました監視体制については、承りました。その計画にもですね、ぜひ活かしていければなと思いますので、そういう体制をどう構築していくかというのは、また検討を重ねていきたいと思っております。

すいません。足りないことがたくさんあったかと思いますが、以上になります。

【委員長】

ありがとうございます。

【奥委員】

ありがとうございます。十分です。

【日野委員】

またちょっとお尋ねしたいのですが、こちらのほうにも総合型地域スポーツクラブってありますよね。栃木の中にも。私、今思いましたがこの資料をもらって、例えば大田原高校は、昨年よりも1名部員が増えているところがあるんですね。それから、白楊高校ですか、3名ですか5名ですか増えているんです。そういうところでやっているところはいいんですが、普通に登山というのは難しいのですが、私みたいに、ハイキングをやるような形でしたら、総合型地域スポーツクラブにハイキングをやるようなところがあるんじゃないかと思うんです。そういうところに山に興味を持ってもらうような形を、事業の中で取り込んでいくというか、提携していくと、ハイキング楽しい、山のほうも楽しいとなると思います。

この間、第7回目になりましたかね遭難から。慰霊祭が行われたときに、浅井さんが言われてますけども、譲くんと同じことをやったと、山を登って見たと。そうすると山のすばらしさを自分自身も感じたというふうにおっしゃっていますね。

そうしますとそこまで山に高いところを登らなくても本当に低い山、ハイキング的に総合型地域スポーツクラブをやっているところにも連携をしていくと、やっぱり知事が言われたように最終的に登山を無くすんじゃなくて、より増えていく形にも下のほうからどんどん育っていくのではないかなというふうに思いました。

そういう点で、ぜひ総合型地域スポーツクラブで登山をやっているところが一番いいのですが、ハイキングをやっているところというのも同時に連携の検討に入れていただければありがたいなと思います。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。これは要望という形で聞いておいてよろしいですか。

【日野委員】

はい今のは要望でございます。

【委員長】

ありがとうございます。それでは戸田委員どうぞ。

【戸田委員】

戸田でございます。いろいろ先生方のご意見をお聞きし、事務局の説明をお聞きしまして、幾つかの質問とそれから私の感想を述べさせていただきたいと思います。

まず、この実践研究を行うことは、非常に画期的で教育委員会は、勇気ある決断をされたなと評価したいと思います。

これは言うは安いけれども、実施するのはかなり難しい様々な課題、問題があるのではないかなというふうに思っております。

でも、すばらしい決断で、過去にも他県でも例のない画期的なものでありますので、これはぜひお進めいただきたいと思います。

そんな中で、部活動全体のあり方については先ほどから説明とかありましたように、文部科学省やスポーツ庁から方針が出されておりますし、栃木県教育委員会でも登山も含めて同じ流れで行っているということは理解できましたので、これもまた敬意を表したいというふうに思っております。

それから、中学校と高等学校の問題がありますが、様々な、都道府県教育委員会とか、大学の研究者とか、スポーツ庁の関係だとかいろいろ情報を集めると、なかなかまだ今のところ高校を全面的に中学校みたいに一気に地域展開するということまでは、残念ながらいっていないということで、高等学校もあるべき姿としてそういう方法を考えて、できるところから少しずつ進めてくるというのがスタンスでございまして、今現在中学校は、それより少し力を入れて進めていきたいと思います。それも、一律に同じような方向で全部はできないので、基本的な方針、ガイドラインに沿った形の方針は踏まえながら、各地域、各県等でできることを1歩1歩進めていきたいと思いますというのが、現在のスタンスであろうというようなことで理解しております、それも栃木県の今の教育委員会さんの説明を聞いて、そういうことで進められているんだなというふうに理解しましたので、これもよろしいのではないかなというふうに思っております。

それで、この実践研究を3年間やるというようなことでございますが、この3年間の中で、やはり今、少なくとも私の知る限りでは全国でこういう実践をやっているところはないというふうに思います。今後は実践する中で、登山を安全に行い、しかも意義あるものにするということとはとてもすばらしい。そこのところがポイントだろうというふうに思います。今非常に、生徒も少なくはなっていますが、また様々な形で登山のニーズが復活することもありえますし、安全に登山はできるし、魅力のあるものだということを改めて再認識できれば、知事さんがおっしゃったような「山から遠ざけるな」ということを実現できる可能性も含んでいるのかなというふうに思っています。

それで、特別にシステムを考えてやるというようなことでございますが、その中で、ちょっと注意して欲しいなと思うのは、登山は地域の活動だから例えばある土日に集まって、はい行きます、というわけにはいかないですね。登山に関連する幅広い知識も必要ですし、スキルも必要ですし、それから体力ももちろん必要ですし、いろんなことが結局登山をするためには、高等学校山岳部の日常の活動、高等学校の活動というものと、相当密接に連携させたりして、見通しを持って継続性、違う主体なんだけど、継続性を持って行う必要がある。そのためには、どのような課題があるかを明らかにし、それを実践的に解決する方法等を具体的に検討することが必要で、それが本事業の成否と今後の方向性の確立につながると思います。

ただし、あくまでも実践研究でこれから検証していくわけなので、そういう場合にどういうことを連携してやればいいのか、それともうまくできたのかできなかったのか。どういう課題があるのかということについてはその情報をやっぱり丹念に集める必要があるかなというふうに思います。

最後に、質問ですが、渡部先生でしょうか、山岳スポーツクライミング連盟さんのほうには、いろんな形で、相当専門的なアドバイスなんかも含めてお願いしたり、あと実際に登山を指導していただくということですけど、その受け入れ体制について、お話しいただければありがたいなというふうに思います。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。県のほうは今は情報ということで、よろしく検討いただいて、山岳連盟さんは如何でしょうか。

【渡部委員】

はい。山岳連盟の顧問の渡部でございます。

確か第1回目のあり方委員会のときも、質問したと思うんですけど、現在の高校の顧問の先生は、スポーツ指導員の資格は持っている方はどれぐらいいるんだっていうのは質問したかと思いますね。それ以降かなり進んで、資格取られたか或いは受講されている方が多いようになって、これはすごく進歩したなと思います。

現在、栃木県山岳スポーツ・クライミング連盟は、県から提案を受けて、それを検討するという段階には来ているんですが、あまり詳しく私も関知してないのですが、具体的な費用負担の話やら、先ほど損害賠償責任が生じた場合はどうするかって、ここらがまだ明確に県から示されてこないうちは、どうも動きようがないのが実情ではないかと思っています。

あとそれから高校の顧問の先生たちが、レベルが低いと部活成り立たないんじゃないかとか、危険だとかっていう話はしてますが、実際のところはどこでも似たようなもので、一般山岳会でも、リーダーになっている人が必ずしもトップレベルの人がやっているわけじゃなくて、これも、高校の担当の先生たちも、生徒と一緒にレベルアップしてるっていうのは、これが実情じゃないかと思うんですね。その辺を鑑みてですね、必ずしも万全な担当顧問がないから、これは危険なスポーツだってことにはならないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

それからもう1つ、地域への移行と言っても、地域の山岳部はどちらかというと休日なんかは山へ行かないで、平日山行がかなり多いかと思うんですね、その辺は高校生は対応できるのか。というようなことも私も疑問に思っております。

【委員長】

ありがとうございました。

さて、今日4時までの予定で、あとまだ議題が残っているものですから、進行を考えなければいけないのですが、新しい制度をつくる時には必ずいろんな、なかなか想像し難い問題が起こるのがそのとおりで、実は地域移行については私、文科省の審議委員会の委員もやっておりましていろんな疑問があります。

その1つで今日、奥委員がおっしゃられたとおり、地域の活動にするときには、今までは教員と生徒が同じ学校でいつも顔を合わせているというベースがあったのでそこがちょっと薄くなる、山に登る当日初めて顔を合わせますということはありえないにしても、薄くなるのは間違いないので、そのところの手当であるとか、それから保険もですね、学校災害共済給付は非常に保険料が低額で補償が厚いんですね。それに比べるとやっぱりスポーツ安全保険はどうしても保険料は高くなり、危険度が高いと言われているスポーツは特に補償も減らされているという状況です。

ここは私の研究テーマの1つで、一昨年日本スポーツ法学会の基調報告も私担当したので、詳しいところもあるのですが、そうしますと保険のところももう少し中身をよく見ていかないと、結構大変だなというふうに思っていますので、今日の意見を踏まえて、さらによく考えていただいて進めていくという方向で、今日は締めたいと思っておりますがその方向でよろしいでしょうか。

特に今日いろいろ意見出た中で、多分答えが出てないところもたくさんあると思うので、議事録起こす中で、よく整理をしていただいて、質問については漏れなく回答できるように、ぜひご配慮いただく、という方向でいかがでしょうか。

【毛塚委員】

ひとつだけお願いします。

【委員長】

はい、毛塚委員どうぞ。

【毛塚委員】

1つだけお願いといいますか。研究期間といいますかその期間が終わった後のことについて非常に心配しています。いわゆる予算措置が令和9年まではあるわけですけど、その後、さっき言ったように予算措置もなくなりますし、最終責任者、賠償責任の問題はどうしても、頭にひっかかってくるんですよね。

それで事故は起きないかといったら、いや、事故はどんなスポーツでも起きると言われていますし、先ほど言ったように指導者だっていろいろなレベルの差があるよというのはある。そうすると、どういう指導者、いわゆるリーダーとなる指導者が必要かということと、やっぱり地域に移行するといっても、これは先ほど奥委員が言ったように、一部分の活動だけを地域でやっている非常にハイブリット的な学校もあるし、希望しなければ学校だけでやっているし、非常に複雑な形になってきて、私が言いたいのは、そういうふうになったときに、やはりそれを令和9年以降、中核的に進めていくような組織とか団体というものは、作られないとなかなか進まないんじゃないかという気がします。要するに県教育委員会が音頭を取ったときは、それはそれでいいんですけど、じゃあ県の教育委員会が降りるよとなって、じゃあ山岳連盟さんお願いしますっていうふうにスムーズにいくのかですね。

そういうわけでやっぱりそこに何らかの形で中核的に引っ張っていく団体なり組織というものができ上がらないと、やっぱり、そしてさらに登山部移行のものまでやっていこうとすると、そういう中核というかどうかわかりませんが、組織というかそういう機構というか、先ほど支援機構という話もありましたが、何かを作っていくと、なかなか一筋縄では地域移行にいかないんじゃないかという感じは、私個人としてはしますので、やはりそういうところも視野に入れていただいて、私は最終的に新しい地域クラブという方向をぜひ目指していただきたい。

それは何年度かわかりませんが、栃木県の登山部に関してはそういう形で、学校の活動をどこまで残して何をやるかというのは、先ほど連携とかいろいろ話が出てきて、いろいろなことは必要だと思いますけども、最終的にはそっちを目指していただきたいというのは私個人の希望です。

【委員長】

毛塚委員、ありがとうございました。

今の意見も含めまして、特に令和9年以降を見据えて、それで今のところは大変だと思いますが、令和9年以降を見据えて、やっていただくということで一つお願いいたします。

それでは、次の議事になります。報告の3及び報告の4に入りたいと思います。

それでは事務局のほうから説明をお願いいたします。

【学校安全課長】

はい。それでは、まず、那須雪崩事故を教訓とした学校安全の取り組みの実施状況につきまして、資料3の1、こちらをご覧ください。

まず1、令和6年度までの実施状況についてでございますが、ニーズの減少等の影響で、高校生の登山活動は減少傾向となっております。

また、令和5年度から登山の有資格者を部活動指導員として配置し、教員と連携しながら、登山活動を実施することで、安全の向上などを図っているところでございます。

その下、主な事業の実施状況の表でございますけれども、ナンバー14、登山計画審査会につきましては、今年度は9月までで4校21件の審査を実施しております。これに10月までの審査件数を含めると4校27件となっており、昨年度と同程度の件数にはなっております。

それから2番目、ナンバー17の登山部新任顧問等研修会でございますけれども、記載のとおり実施いたしまして、7名の参加があったところでございます。

以下、主な事業の実施状況を抜粋しておりますが、このほか、34項目の学校安全のため

の取り組みの実施状況につきましては、次のページの資料３－２に表としてまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは引き続きまして、資料４－１、こちらをご覧いただければと思います。こちらは登山計画作成のためのガイドラインの改訂についてでございます。

まず、このガイドラインでございますが、那須雪崩事故の検証委員会の提言をもとに、各学校において登山計画等を適正に立案することを目的としまして、平成 30 年度に策定したものでございます。今回の改訂につきましては、資料に記載のありますとおり、現行のガイドラインにおいて、表現が曖昧であった、冬季であっても積雪期の状態なく登山を認めるルートと、夏山における残雪及び雪渓を含むルートにおける山行を認める基準を整理し、明確化を図ることなどを目的としております。

なお、本内容につきましては、当初昨年度中の改訂を予定しており、本年 1 月に各委員へ改訂についてご報告を行っていたものですが、改訂の意図が不明確であるなどのご意見がございましたため、今回の検討委員会において、改めてご説明をさせていただくこととしたところでございます。

主な改訂内容については、2 の表をご覧ください。

まず、積雪期の状態になく登山を認めるルートにつきましては、現行の取り扱いは、冬山登山は認めていないものの、標高が低く、積雪期の状態にない山への登山に関しましては、教育委員会が指定した山及びルートでの登山を認めることとしておりまして、平成 30 年に、14 ルートを指定しました他、当該ルート以外であっても、登山計画審査会と協議の上、実施を認める場合がある旨、通知をしております。

これにつきまして、積雪期の状態の定義が明確でないなどの課題がありましたことから、今回の改訂では、気温のデータや山の標高から融雪が起こる基準を定め、この基準内の山については、登山計画の作成を認めることとしたいと考えております。

なお、登山実施の可否につきましては、登山計画審査会の確認を経た上で、山行当日に有資格者が判断することとし、降雪があった場合は、登山を中止するという基準については、変更いたしません。

従いましてこの改訂につきましては、あくまで冬季の登山の基準を明確にする意図で行うものであり、積雪期の状態にある山への登山を認めるものではないということは改めて申し上げます。

続きまして、夏山における残雪及び雪渓を含むルートについてでございますが、現行の取り扱いは、傾斜が緩やかで転滑落等の恐れがない場合には山行を認めることとしております。

これにつきまして、傾斜が緩やか、転滑落等の恐れがないという定義が明確でないなどの課題がありましたことから、今回の改訂では、傾斜等の基準を定め、基準に合致する白馬岳他 2 ルートの山行を認めることとしたいと考えております。なお、早朝の時間帯を避けるなどの条件を定め、山行前に、安全対策として、有資格者から、残雪及び雪渓通過時の注意点や技術指導の講習を受けることとしております。

これらの改訂時期につきましては、今年度末を予定しておりまして、改訂の新旧対照表や各項目の詳細、ガイドラインに資料として追加する予定の部活動指導員の取り扱いについての通知、これまでの検討内容につきましては、資料の 4－2 以降となっております。

なお、これらの資料のうち、資料 4－3 でございますが、こちらは積雪期の状態になく登山を認めるルートについてでございます。こちらの 1 ページ目、下段の括弧内につきまして、事前に各委員に送付した資料に脱字がございまして、記載を訂正させていただいております。括弧の中の最初の行、計算式のところでございますけれども、中ほどに、目的の山の標高差と記載している箇所でございますが、事前送付資料では、目的の山の標高と記載しております、差が抜けておりました。大変失礼いたしました。説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

これは、今年の1月に、書面で意見を求める形で意見を取りまとめ、2月の15日で委員からの意見を一度教育委員会のほうでまとめていただいたというのが資料4の関係でございますね。それでよろしいですね。

【学校安全課長】

はい。そのとおりです。

【委員長】

そうしますと報告の3はこれ報告ですので、報告として質問があれば受けると、それから資料の4につきましては、これは県のほうは責任持って作る文書ですので、もうすでに一定の意見については反映をした上で、今回出てきているということですから、なお意見等があれば、ここで承りたいと、こういうことでよろしいですね。

【学校安全課長】

はい。お願いいたします。

【委員長】

はい。それでは委員の皆さんご意見があればぜひお願いいたします。奥委員どうぞ。

【奥委員】

はい。ちょっと質問と意見を述べさせていただきます。

まず積雪期の状態になく登山を認めるルート、夏山における残雪及び雪渓を含むルートの基準をしっかりと決めていただいて、大変ありがたいと思いますし、すごくよくできているかなと思います。ちょっと意見というか質問になるんですが、基準内の山について、積雪期の状態になく登山を認めるルートに関してなんですが、基準内の山については14ルート以外であっても登山計画の作成を認めるといったことの意図がちょっとわからなくて、ちょっとそこをお聞かせいただきたいと思います。

何を言っているかといいますと、これ初めに、一番最初に、積雪期の状態になく、冬山であっても積雪期の状態にない登山は認めるというふうに、事故後に言われたときに、やっぱり我々、気持ちとしては、こんな事故を起こしたのに冬季にやるんですかというようなことを意見交換させていただきました。

その際におっしゃられてたのは、とはいえ、冬季であってもやはり学校近辺の県内の山、低山に限って、雪がそんなに、まさに積雪期にならないような山には、冬季でもトレーニングのために行くのであると。だから近郊の山、県内の近郊の山だけ認めるようにしたいというふうにおっしゃられました。その意図でいくと、この14ルート以外、なんかあるんですかねと。何を言って、何ていうんですか、冬季のトレーニングのために行くのであれば、決まった山だけでいいのじゃないかなというのは、私が思っているところで、何を思ってこういう書き方をされているのか、どういったことを想定されているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。それでは県のほうお願いいたします。

【学校安全課長】

はい。登山の目的といいますか、そののところになりまして、ちょっとなかなかどうお答えしたらいいかというところがあるのですが、確かに奥委員おっしゃられましたように個々の登山の目的ということでは、冬場における低山のトレーニングということで実施しているところもあるのかなと思いますけれども、登山部でございますので、登山活動が、い

わゆる山に登るということが、活動そのものということになるのかなと思います。それは季節に関わりなく、活動するということになるのですけれども、積雪期の状態にある山については、高校生の部活動としての登山は、これは実施すべきでないということで、当然認めていない。一方でその冬季であっても積雪期の状態にない山、これは登山を認める、ということであったのですけれども、この冬季であっても積雪期の状態にない山という基準が曖昧だったということが課題であったので、これを明確化するために、今回の改訂に至ったということでございます。すみませんご質問の中身に答えられておりますでしょうか。

【委員長】

ちょっとかみ合っていないかもしれない。要は、14 ルートじゃなくて、この気温とか、それから幾つかの要件で決めるっていうのは何を意図したのかというところで、当初の説明聞いていると、要は、もう少し積雪期の状態かどうかを具体的なメルクマールで示そうと、そうすると 14 ルートという意味じゃなくて、気温であるとか雪の状態であるとか、そういうもので線を引いたんだというふうに聞いたんだけど違うのかな。

【学校安全課長】

はい、そこは失礼いたしました。説明が漏れておりました。目的のほうにちょっと説明がいつてしましまして大変申し訳ございませんでした。

今回基準を定めた内容につきましては、日の平均気温などから融雪が観測される気温があるということで、この数値を使って、基準を定めるということでございまして、その基準に合致する山については、積雪期の状態にない山への登山ということで、これは認めていこうということでございます。

【委員長】

かみ合ってますかね。

【奥委員】

ありがとうございます。ちょっと微妙にかみ合っていないので、質問というか意見として言わせていただきます。

基準を決めていただいたのは素晴らしいことですし、これによって 14 ルートっていうのはなるほど、こういう根拠で冬季でも安全に登山できるんだっていうのは理解してて素晴らしいと思いました。ですが、それは 14 ルートの妥当性を示すだけであって、じゃこれをもって別の、もうどんどんいけるようにしようとしている意図がわからない。

またここからは意見なんですけど、もし他にここも行きたいあそこも行きたいっていうニーズがあるのであれば、14 じゃなくて 20 でもいいですし、25 でもいいと思いますが、そういうふうに明確に示していただくべきではないかなあと。

だからこういう、何といいますか、フリーハンド、フリーハンドではないですが、基準があるから、フリーハンドとは言えないと思いますが、何て言いますか、申請する度に、ここはまあいいとか、ここはうーん駄目だねとか、何か恣意的な判断が入る余地はできるだけなくして、ここは調べた結果、この基準に合致しているから 14 ルートに加えて 15 にします、16 にしますよと、そのように言っていただきたいというのが私からの意見です。なので、できるだけ曖昧な状態ではなくて、そういうふうにやるなら堂々とやっていただきたい。

もし、そうじゃなくてフリーハンドで、いや、自由にどこでも行くのが登山だから、こういうふうにするのであるというなら、私が先ほど言ったトレーニング、冬季のトレーニングに、近郊の山に行くのであるっていうのは違う目的になるので、目的が変わりますと言っていただきたい。なので、どちらかしっかり言っていただいて、それについて意見を求めているのですが、ただ変えただけだと、意図がわからないので、なかなか意見も言えないですし、今みたいにちょっとかみ合わないなということになったのかなと思います。

はい。以上です。

【委員長】

それでは今の意見も含めてよく検討していただくということで、県のほうにはお願いいたします。

それでは少しおしてて心配なのですが、議題の6、奥委員から出ております、今後の安全に対する組織の制度設計についてという議題で議論したいと思います。

それでは奥委員のほうから報告をお願いいたします。

【奥委員】

今後の安全に対する組織の制度設計についてというタイトルでちょっとお話をさせていただきます。

何を言いたいかといいますと、2024年の5月30日にこの事故に関する刑事裁判の第1審の判決が出ました。その内容は、雪崩という自然現象の特質を検討しても相当に重い不注意による人災であったとして、3被告に禁固2年の実刑判決が言い渡されました。この刑事裁判での判決を受けて、今後の安全に対する組織の制度設計について幾つか要望がありますので、それをお話させていただきたいと思います。

要望は3つあります。まず安全配慮義務違反を犯した教員の処分についてです。

学校の管理下で生徒や教員が過失事故により死亡した場合の処分規定は、事故後の2019年3月に改定され、免職もありうる規定が設けられました。

しかし、その規定の改定の発表の際に、担当の方が、この規定を設けたからといって、基準が厳しくなるわけではないと説明したため、運用方法が不明確になったままです。

今後、那須雪崩事故と同様の事故が発生した場合に、どのような処分を行うのか明確に示していただきたいと思います。

2つ目です。定年退職間近の教員の処遇について。

安全上の責任を負っていたはずの大田原高校の校長や高体連の会長などの教員は、事故直後に定年退職されて、処分を受けることはありませんでした。

このように、現在は、定年が近い職員には安全に対する責任が十分に求められていない状況ですが、制度の再検討が必要ではないかというふうに私は考えます。

定年間近の教員にも安全に対する責任感を持たせるために制度設計を検討していただきたいというふうに要望いたします。

3つ目です。栃木県高体連の管理・統制についてです。

この事故後、講習会を主催した栃木県高校体育連盟が、処分や賠償を行ったという話は一切耳にしておりません。安全に対する責任を負わない栃木県高体連に対して、栃木県教育委員会が今後どのように管理統制を行っていくのか、明確な方針を示していただきたいと思います。

また、今後も、大会や講習会の運営を高体連に任せるべきかどうか、そういったことについても再検討が必要ではないかというふうに個人的に考えて、感じております。

簡単にそれぞれの内容について説明いたします。

まず、安全配慮義務違反を犯した教員の処分についてです。事故は2017年3月に発生いたしております。その後、1年たった2018年3月に那須雪崩事故に対する教諭及び職員への処分が発表されております。その内容は3教諭が停職処分、その他の8人の教諭に指導を与えるなどの内容になっております。

この事故を受けて、私は遺族の立場で申しましたが、なぜ免職にならなかったんですかというふうに教育委員会のほうに問い合わせをいたしますと、免職としている事案というのは酒酔いによる事故、すいませんっちゃいすね字が、児童生徒に対するわいせつ行為など、故意かつ刑法に触れるものが対象となっている。なので、今回ののは故意ではないので停職になりましたというふうに、聞いております。

これは、故意ではない、もしくは故意ではないと、言い訳さえすれば、決して免職にはならないということになるので、それはおかしいのではないかというふうに、一部の遺族が処分規定の懲戒処分の基準の改定を要望し続けました。

まあ、一部というのは私のことですが、それを受けてかどうか分かりませんが、2019年の3月に懲戒処分の基準を一部改正されて、学校管理下での事故に関する処分規定が新設されました。その内容は学校管理下の過失による事故であっても、免職はあり得るということを追記していただきました。

ただ、処分規定は改定されましたが、これの発表の場で担当の方が、これ発表の場の新聞記事になりますが、これを設けたからといって基準がより厳しくなるものではないと説明されて、これによって、基準は事故前と変わらないと言われ、たとえ今回の刑事罰が科されるような過失事故であっても、同様に、停職処分にとどまる、そういった可能性が示唆されております。

それを受けて、私の今回の要望としては、何でもかんでも厳しくしろと言うつもりはないのですが、安全配慮を十分にしても、事故ってというのは起きる場合もあると思いますので、そういったことを言っているのではなく、安全への十分な配慮が欠けていたことが原因で起きた事故については、厳正に対処する必要があると考えております。

なので、処分判断においては、事故が故意であったかどうかだけではなく、十分な安全配慮がなされていたかも考慮して決めるべきだと思っておりますので、そのように、今後運用していただきたいと要望いたします。

2つ目です。定年退職間近の教員の処遇についてです。

繰り返しになりますが、2017年3月、期末に事故は発生、年度末に発生いたしました。それによって、本来責任を負うべき関係者が、期末でしたので何の処分も受けることなく、直後に定年退職されました。例えば大田原高校の校長、例えば栃木県高体連の会長になります。

その後処分が発表されるまで1年ぐらいの時間がかかりました。ということは、関係者の処分に約1年かかったので、定年まで1年を切った教職員が、生徒や教員の生命を奪うような重大事故を引き起こしても処分を免れるという悪しき前例がこの事故によってできてしまったというふうに考えられます。

それを受けて、そのため、今後、定年が近い教職員は安全に対する責任を負わなくなり、安全意識や緊張感が薄れてしまうのではないのかという懸念を私はもっております。

なので、定年まで1年を切った教職員に対して、安全への緊張感を保つための措置、或いは役職定年のように、責任ある地位につけない、そのような制度設計が必要だと思い、それを要望させていただきます。

最後になります。栃木県高体連の管理・統制についてです。

前のページで、定年で処分を免れたというふうに例をここに書かせていただきましたが、大田原高校の校長は、登山専門部の部長も兼任されており、かつ加えて栃木県高体連の会長も免れたと言いましたが、もともと高体連のこういった役員の方々は処分の対象じゃないのではないのかという懸念がちょっとあります。なので、定年でなかったとしても処分を免れたのではないかなというふうに、ちょっと考えてしまいます。

加えて、2023年の6月に民事裁判にて県と高体連に賠償命令が出ました。民事裁判で県と共同して賠償責任を負うように判決を受けていますが、すみませんこれ、事実と違ってたら指摘していただきたいのですが、実質的に賠償にも高体連が参加していらっしゃらないですし、何ら責任をとっていないというふうに認識しております。

このように、処分による管理や統制も機能しておらず、生徒や教員の安全に責任を負わない組織に、今後も大会や講習会の運営を任せてよいものなのか疑問に思いますし、もし今後も任せるということであれば、栃木県教育委員会がどのように管理統制を行っていくのか、明確な方針を示していただきたいと考えます。

それに関連してですが、当時高体連の会長であった方ですが、那須雪崩事故に関して何の

処分も受けず、賠償責任も負うことなく、その後県のサッカー協会の会長として就任されております。そのときの就任されたときの新聞記事がこちらになっていまして、その中で、高体連会長だった2017年3月に那須雪崩事故が起きた。そのため、安全で安心な大会運営を心がけていきますみたいなことをおっしゃっておりますが、これはすいません個人的な心情なので、すいません、こういう場で言うことではないのかもしれないんですけど、事故をまるで自身の武勇伝のように語っておられるように、私は感じております。これは個人的なことなんですが、それとは話は異なることかと思いますが、このことは、栃木県高校体育連盟の会長が在職中に重大事故を引き起こしても責任を問われることなく、退任後には関連の団体に要職に就くことができるという現状を示していると考えます。

これは何が悪いかって言われるのかもしれないのですが、今後、高体連会長に就任される方は、自分が在職中に重大事故を引き起こしても、自分のキャリアに傷がつくこともなく、関連団体の要職につくことが、退職後もできるんだという安心感を持って、安全に対する緊張感が緩んでしまうのではないかなというふうに懸念しております。

そういったこともあり、こういう団体をどのように管理統制していくかというのを示していただきたい。

1つだけ、ここまで言うておいて何のフォローにもならないのですが、私は今の高校体育連盟の役員の方々に一定の信頼を置いております。事故後、しっかりと安全対策等を進めていただいたっていったところを感じてはおりますが、これはそういった話ではなく、管理統制の話ですんでそこはちょっと誤解いただかないようお願いいたします。はい。以上になります。

【委員長】

奥委員ありがとうございます。

今、提起のあった点は、これは栃木県だけではなくて、全国的に実は共通した大きな問題でございます。

私は今、日本学生野球協会でも処分基準を検討しているんですが、各教育委員会で処分している水準を全部調査しているのですが、地域により相当異なります。厳しすぎると感じるところと甘すぎると感じるところ両方あります。とりわけ過失犯に関しては、最近議論になっているように危険運転致死の場合については、我々弁護士の世界から見ると殺人罪よりも危険運転致死の方が量刑が重たい。はるかに重たい。

ですから、単に過失犯だけということでは済む話じゃないというのは奥委員のご指摘のとおりですので、やはり制度も社会的な認識が変わっていく中で変化をしていかなければいけないところでございますので、処分基準についても実は常にどの自治体も考えなければいけない問題だと思いますので、よく検討していただければと思います。

それから2つ目の問題。定年だけではなくて自発的に辞職してしまう場合もあります。かつて簡易裁判所の裁判官で、とんでもないことをやって、弾劾裁判にかかっているときに、全然関係ない地域の町長選に立候補届けを出す。そうすると公務員法の関係で自動失職状況になってしまうので、弾劾裁判が中断したという経緯があります。その後、国のほうは弾劾裁判法を改正して、一旦弾劾裁判がかかった場合には、途中失職にならないような制度を設けたりもしているんですね。

ですから同じように、自治体の場合でも、おそらくこれ別に事故だけの問題じゃなくて、同じ問題が起こりうるので、研究はされていると思いますので、それも含めて検討していただきたいと委員長のほうからもぜひお願いしたいと思います。

3点目については、これ私、個別事件に関係してるんですけども、土佐高校の落雷事故では、高槻市の体協は破産しているんですよ。体育協会とか、高体連とか、だいたい財政基盤は何もないものですから、それはやっぱり組織を守るためにというか、組織を維持するためにも、実は保険整備、必要だっていうのは当時から私言っております、そのあとちょっとどういうふうに改善されてるのか私もよくわからないのですが、今日のはご意見として

承っておいていただいて、次回の検討会のときには、ぜひこんなふうを考えているというのを、説明いただければというふうに思っておりますが、奥委員そんな扱いでよろしいでしょうか。

【奥委員】

はい、結構です。

【委員長】

ありがとうございます。

【教育長】

はい。

【委員長】

教育長どうぞ。

【教育長】

今、奥委員から、様々ご説明、ご質問、ご要望等いただきました。

委員長からもお話があったようにこの場で、全てを詳細にお答えすることは難しいので、お答えできる範囲で話をさせていただきたいと思います。

まず1点目、安全配慮義務違反を犯した教員の処分について、県の考え方、教育委員会の考え方ですけれども、新聞報道の中で取り上げられておりましたが、これを設けたから、この基準、新しい規定を設けたからといって、より厳しくなるわけではないという、担当者の発言については、改正の前後では何も変わらないというような印象を与えたということで、そういう説明があったというふうに思います。

本件の改正につきましては、教育に携わる者としての一層の自覚と非違行為の抑止効果を高めるために、これまでの懲戒処分の基準に明記されていなかった、学校管理下における過失による事故に新たな規定を設けることで、学校管理下の事故についても懲戒処分の対象になること、過失であっても免職まであることを示したということの改正になっております。

また本件改正につきましては、子供たちの安全を守るため、厳しい処分を明記したことにより、安全配慮義務を果たさない教員への強く自覚を促すというものにもなっております。

ということで、この点は今の担当者の説明というか、新聞の記載があった部分ですけども、この辺の説明がそういう印象を与えかねない説明であったということについて、お話をさせていただきました。

それから2点目の教員の処遇について、これは今委員長からもお話がありましたとおり、県としても、定年に関係なく、特に管理職については、危機管理、安全に対する責任感について、研修等を通じまして意識の高揚を図っているというところでもありますので、これについては引き続き、しっかりとやっていきたいと思っておりますし、また新たな制度設計などにつきましても、法律や制度に関わる場所でもありますので、この場で詳細にはちょっと説明なかなか難しいんですけれども、また別の機会も含めて、ご説明させていただければと考えております。

3点目、高体連との関係について、教育委員会と高体連とは、共に連携しながら、各種大会主催などを行い、安全確保、事故防止についてチェックをし、必要があれば、県として、しっかり指導しております。また、大会の開催時には会場を視察しまして、安全対策、事故防止対策などが徹底されているかを確認し、課題があれば、適切な指導をしているところでもあります。

先ほどお話がありましたように今後とも、県教育委員会としては、高体連の管理運営に関しまして、しっかりと関与をしながら、安全な大会運営に努めて参ります。さらなる改善点

も出てくるかと思いますが、これについては引き続き、今回いただいたご意見なども踏まえ、対応して参りたいと思います。

なお、裁判における負担の割合につきまして、民事裁判で、県と高体連、連帯債務ということで判決が出ており、これについて、現在高体連と負担のあり方について、検討しているところであります。

これ以上については、また改めてご説明させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。それでは次回にさらに説明があるというのを期待して、これで終わらせていただきます。それでは、用意した議題は以上でございますが、その他として、各委員や事務局から何かございますでしょうか。

なければ、これで終了となりますので、進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

【司会】

ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり貴重なご意見、ご指摘をいただきまして、本当にありがとうございました。栃木県教育委員会事務局といたしましては、那須雪崩事故以降、二度とこのような事故を繰り返すことなく、児童生徒の命を守るため、本日のご指摘、ご意見を踏まえ、さらに前進できるよう取り組んで参りたいと思っております。どうぞよろしくおねがいいたします。

【日野委員】

すいません。あとちょっと1分だけいただいいですか。これは県のほうへお願いなのですが、追悼の会を大田原で行っていますね、あれを毎年やってらっしゃるんですが、先週ですね、健康・安全の日という形で毎年やっている、これは私が学識経験者で最後に関わりました、大分県竹田高等学校の剣道顧問のしごきによる熱中症死亡事件があります。先ほど望月先生がおっしゃった高知の事件は途中から望月先生が入ってくださって勝ったんです。これは私が学識経験者の弁護団にいたのですが、教頭だった方が校長に戻りまして、これは剣太くんって言うんですが、剣太くんの命日は健康・安全の日にしますってことで、もう10年以上続いております。全校生徒にです。

これは最後に今日資料はないのですが、ほんと5校ぐらいしか今ありませんが、できましたら最低でも山岳部のある学校だけでもいいんですが、本当は全校がいいんですが、この雪崩事故のときに、今日健康教育の課長がお見えになっていますが、健康・安全の日として、事故のことだけ話すんじゃないんです、いろんなことを、例えば山のすばらしさだとか、スポーツもそうだし、事故の怖さ、そういうものを毎年話してます。必ず被害者も呼んでいる、被害者も遺族も呼んでます。そういう形で、ぜひ追悼を一部の遺族だけではなくて全校生徒の健康・安全の日という形で何かやっていただければ、事故も起きません。

そして、これぜひ新聞で読んでください。静岡県の保育園の事故のときに、裁判長が判決を言い渡した後に、子供のことでこう言っているんです。千奈ちゃんといいます。千奈ちゃんはお父さんとお母さんを幸せにするために生まれたんであって、教訓、事故の教訓になるために生まれたのではない。そして子供の将来を預かる職業においては、大きな価値があると同時に生命の重さを十分に感じなければいけない。そしてその安全配慮、最低限の安全配慮を忘れたり、薄れたときに、事故じゃなくてですね、事件は起きるっていうふうに、被告人に言ってるんですね。

そして1審の判決で出していただきましたこの雪崩の、本当に最低限の注意義務は守れてないと言っています。教員の方もいらっしゃいます。最低限の注意義務って何っていうこと

を先生方も知るために、できればインターネットで引いてください。今言った静岡県、幼稚園、通園バス、置き去り熱中症死亡事件です。その言葉は本当に心にしみる言葉だと。教員が必ず関わらなきゃいけないことがあると思っています。

そんな形でもう一度申し上げます。ぜひ、これは県のいろいろな方針もありますけども、追悼の日を健康・安全の日として、子供たちに、自分自身の身体を守るというような、いろんな講義をしていただく。例えば、望月先生を呼んで法律の話をしてもらってもいいし、いろんなそういう人たちから幅広く、全体の事故防止、そして教員たちに、人の命を預かってる職業という意識を先生方に持っていただくような形をとっていただければと思います。すいません。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、次回検討委員会の具体的な開催時期、日程等につきましては、後日改めて事務局からご案内差し上げたいと思いますので、その際には何卒ご協力賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、第5回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。